

監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第14項及び志摩市監査基準第19条第1項の規定により、令和3年度財政援助団体等監査結果に基づく措置状況調査表を公表します。

令和 4年 3月30日

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 井 上 幹 夫

財政援助団体等監査結果に基づく措置状況調査表

監査の対象	出資団体	阿津里浜リゾート株式会社	
	所管部局	観光課	
監査区分 1~4	1 【指摘事項】	措置区分 ①~④	③ 【検討中】
内 容		措置内容の概要等	
<p>前年の定期監査において指摘した取締役会の設置及び監査役の選任については、当会社の在り方の検討過程において考慮されとの説明が所管部局職員よりあったものの、すでに一会計期間が経過している。慎重に検討されている事は理解するが、志摩市が全ての株式を保有している出資団体の会計について制度的に監査が行われない事は適切でないと云わざるを得ないため、早急に適切な措置を講じられたい。</p>		<p>株式会社における監査役の設置等、会計について制度的に監査が行われるよう、令和4年度中の措置を目指し、検討を行います。</p>	

(監査区分)

- 1) 指摘事項：①法令違反
  - ②予算の目的に反していると認められるもの
  - ③不経済な行為が生じていると認められるもの
  - ④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 注意事項：「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と見受けられるもの
- 3) 検討事項：一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 意見：組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

(措置区分)

- 1) 措置済み：すでに改善、是正又は見直しを終えたもの
- 2) 実施中：引き続き、改善、是正又は見直しを実施中のもの
- 3) 検討中：現在、改善、是正又は見直しを検討中のもの
- 4) 未措置：措置がまったくされていないもの